

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 情報公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対しては、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②分析等を踏まえた「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられており、当院においても行動計画を策定し届出ております。

② 「一般事業主行動計画」の公表

社会医療法人 黎明会 宇城総合病院 行動計画	
職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。	
1.	計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間
2.	内容
目標 1. 職員全体の残業時間 月平均 20 時間以内を維持する。	
<対策>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 4 月～毎月第 3 水曜日『ノー残業デー』の継続 ・ 平成 30 年 4 月～毎月第 4 月曜日運営委員会で毎月の残業数報告 ・ 平成 30 年 4 月～偶数月第 3 金曜日ワークライフバランス推進委員会で労働者間の助け合い好事例発表・評価実施 	
目標 2. リフレッシュ休暇 希望取得 80%以上をめざす。	
<対策>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 4 月～計画的なリフレッシュ休暇取得の働きかけをする ・ 平成 30 年 8 月～偶数月第 3 金曜日ワークライフバランス推進委員会で各部署の取得状況を発表・評価 ・ 平成 30 年 12 月 偶数月第 3 金曜日ワークライフバランス推進委員会で取得状況の調査・分析・評価 	

④ 女性活躍に関する情報の公表

労働者に占める女性労働者の割合（雇用管理区分ごとに公表）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	合計
診療部	0.0%	12.5%	8.3%	22.2%	0.0%	10.3%
看護部	94.7%	88.1%	94.7%	94.6%	100.0%	93.2%
リハビリ部	50.0%	60.7%	50.0%	0.0%	100.0%	54.8%
コメディカル部	50.0%	56.3%	66.7%	50.0%	100.0%	57.1%
事務部	100.0%	58.3%	71.4%	61.5%	90.0%	72.1%
合計	73.8%	69.9%	75.2%	72.7%	73.0%	72.7%

2019/10/01 現在